

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	マルモト観光バス株式会社 代表者本澤友寛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市中央区上落合6-10-9 (本社営業所) 埼玉県さいたま市中央区上落合6-10-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 50日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月25日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社藤交通 代表者藤野清治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡ときがわ町日影347-1 (本社営業所) 埼玉県比企郡ときがわ町大字日影353-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 45日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	ときわ観光バス株式会社 代表者堀越勝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市鶴見町51 (高崎営業所) 群馬県高崎市八千代町1-15-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月27日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ユタカコーポレーション 代表者竹澤豊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市親野井427 (本社営業所) 千葉県野田市親野井427-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 25日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	平成24年6月6日、監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(5) 運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	銚子観光バス有限公司 代表者椎名正志
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県銚子市余山町386-2 (本社営業所) 千葉県銚子市余山町386-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 55日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月7日及び平成24年7月6日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社進和 代表者松丸進
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市鷺野谷906-5 (印西営業所) 千葉県印西市亀成404
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月13日及び平成24年8月31日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	あさみ観光バス株式会社 代表者新井勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県足利市西新井町3069-3 (千葉営業所) 千葉県富里市御料867-11
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 35日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	三栄交通株式会社 代表者瀬畑潤
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県旭市秋田1433 (本社営業所) 千葉県旭市萬力2909-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 45日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年6月15日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三栄交通 代表者内山茂樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡芝山町岩山2313-19 (本社営業所) 千葉県山武郡芝山町岩山字長山2313-19
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 125日 車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年6月28日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(4)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 13点 当該事業者の累積点数 13点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	総和観光株式会社 代表者田續幸雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市上片田1427-2 (本社営業所) 茨城県古河市上片田1427-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 200日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年5月25日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 20点 当該事業者の累積点数 20点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	晃麓観光有限会社 代表者大島洲美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市鬼怒川温泉大原969 (本社営業所) 栃木県日光市鬼怒川温泉大原969-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 220日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成24年6月11日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(7)運行管理者の講習(運輸規則第48条の4第1項)、(8)事業の健全な発達を阻害する競争(運送法第30条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点 当該事業者の累積点数 22点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社けごん交通 代表者宍戸義廣
(3) 事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市下鉢石町877-1 (本社営業所) 栃木県日光市下鉢石町877-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年6月19日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)

平成25年4月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成25年4月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東自動車株式会社 代表者手塚基文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市駅前通3-2-5 (鹿沼営業所) 栃木県鹿沼市村井町201
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成24年7月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2.(4)但し書き参照)